

平成26年度

工事監査報告書

東久留米市監査委員



26 東久監発第 42 号
平成 27 年 3 月 27 日

東久留米市長 並木克巳 殿
東久留米市議会議長 篠宮正明 殿

東久留米市監査委員 安藤純一

東久留米市監査委員 澤田孝康

平成 26 年度工事監査の結果について（提出）

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定に基づき実施した工事監査の結果を、同条第 9 項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、この監査結果に基づき、又はこの監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第 12 項の規定により通知願います。

平成 26 年度 工事監査結果報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 5 項の規定による監査

2 監査の対象

平成 26 ～ 27 年度第四処理分区管渠築造工事

所管課：都市建設部施設管理課施設建設担当（発注課・工事施工課）
財務部管財課（契約担当課）

3 監査の期間

平成 26 年 11 月 21 日から平成 27 年 3 月 24 日まで

4 監査の方法

監査にあたっては、工事の計画、設計及び施工等が適正に行われているかどうかについて、書面監査及び実地監査並びに関係者からの聞き取り調査により実施した。

なお、工事の技術面については、工事技術調査業務を委託して実施した。

第 2 工事の概要

本工事は、東久留米市公共下水道計画に基づき、汚水管渠を築造するものである。市道 1256 号線を車両通行止めとし発進立坑作業基地を設け、平成 26 年度は第二小学校に向かい路面下約 6.1m（平均土被り）に内径 800mm の管渠を布設し、平成 27 年度は都道 234 号線に向かい路面下約 4.8m に内径 800mm の管渠を推進工法により布設するものである。

1 工 事 件 名 平成 26 ～ 27 年度第四処理分区管渠築造工事

2 工 事 場 所 東久留米市新川町一丁目 2 番～大門町一丁目 1 番先

3 設 計 概 要

(1) 管きょ工（昼間）

・泥濃式推進工法 ϕ 800mm 破碎型（分割回収・掘進機残置）

・線路延長 L=491.66m

（内訳：平成 26 年度 236.72m + 平成 27 年度 254.94m）

・土被り 3.07m～6.46m

- (2) 立坑工 (昼間)
- ・ TNo. 1 到達立坑 (円形ライナープレートφ 3200mm) 1 箇所
 - ・ TNo. 2 両発進立坑 (小判形ライナープレート短径 4400mm) 1 箇所
 - ・ TNo. 3 到達立坑 (円形ライナープレートφ 5000mm) 1 箇所
- (3) 薬液注入工 (昼間) 1 式
- (4) 人孔工 (昼間)
- ・ 特殊人孔 2 基
 - ・ 組立人孔 1 基
- (5) 付帯工 (昼間) 1 式
- 4 工事請負者
- (1) 業者名 株式会社 浅沼組
- (2) 契約金額 283,235,400 円 (消費税込)
- (3) 契約年月日 平成 26 年 6 月 12 日
- (4) 工期 平成 26 年 6 月 13 日～平成 27 年 11 月 26 日
- 5 実査日 平成 27 年 2 月 5 日

第3 監査の結果

監査対象工事については、概ね適正かつ効率的に執行されているものと認められる。

なお、技術的な観点を踏まえた所見は次のとおりである。

1 計画

本工事は、上位計画である東久留米市第4次長期総合計画等に整合している。また、広報「ひがしくるめ」等による住民への周知及び施行時間を昼間のみに設定するなど、住民の理解を図りながら工事が進められており、工期設定及び工程管理も適切に行われている。

2 設計

本工事は、荒川右岸処理区のうち東久留米市第四処理分区に該当するが、計画処理人口及び1日当たりの計画下水量から汚水量を算出し、管渠路線や管渠径を決定するなど、事業目的に整合した設計内容となっている。また、主な工種の計画及び設計に関する適用基準類も適切であり、幾つかの推進工法の中から最適工法を選定するなど施工性及び経済性に関しても、十分に検討された設計内容となっている。なお、設計図面、その他設計資料も適切に作成され、整備されている。

3 積 算

本工事の積算は、東京都の積算基準に準拠したシステムで算出されており、この基準にないものは、建設物価などを参考に積算している。

さらに、これらに記載のないものは、原則3社以上の見積もりを徴取し、価格他の条件を考慮し、総合的に判断して単価を設定しており、適切に積算されていると判断する。

4 契 約

入札は、予定価格を事前公表のうえ、東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにより条件付き一般競争入札で行われ、特に問題はないものと認められた。

5 施 工

工事監理、設計に対する準拠、施工体制、施工サイクル・安全管理、品質・出来形管理、工程管理、工事写真管理、環境保全対策等は現場視察及び書類審査から適正に行われていることを確認した。